

# 復興支援情報

## 復興交付金の第一回配分

震災復興を進める自治体の事業を支援するため、国から交付される震災復興交付金の第一回配分がありました。

今回、国から大崎市へ配分された事業は左表のとおりです。

政策課政策企画担当  
☎2129

事業名	事業概要	事業費(交付金額)	
		年度	金額:千円
埋蔵文化財発掘調査事業	被災した住宅、店舗、工場、事業所などの建設に伴う記録保存のための発掘調査を行います	平成24	11,600 (8,700)
災害公営住宅整備事業	仮設住宅へ入居している被災者の住居の安定を図るため、災害公営住宅を建設します	平成24	378,705 (331,366)
		平成25	595,345 (520,926)
まちづくり計画策定事業	防災拠点施設や防災行政無線の整備とともに、被災した古川地域の中心市街地の再生を図るためのまちづくり計画を策定します	平成24	36,000 (27,000)

## 民間投資促進特区の優遇制度が受けられます

市は、震災復興特別区域法に基づく民間投資促進特区(ものづくり版)の認定を受けました。この特区が認定されたことで市内の対象の事業者が、新規の投資を行ったり被災者を雇用した場合などには、税制の特例が受けられます。

特例を受けるためには、事前に申請が必要です。

### 対象区域

市内の三十四区域(工業団地、工業専用、工業、準工業用途区域等の区域)

### 集積業種

自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、木材関連産業、医療・健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業の八業種

### 申請場所

商工振興課(市役所東庁舎二階)  
※申請書は市ウェブサイトからもダウンロードできます。

商工振興課企業立地係  
☎7091

## 登録免許税の免除

震災に関する税制上の追加措置により、被災した会社の本店などの移転の登記等に係る登録免許税が免除になります。

既に納付していても要件に該当する場合は、手続きをすれば還付されます。



## 薪とその焼却灰の取り扱い

環境省は、薪とその焼却灰の汚染状況を確認するため調査を実施しましたが、

大崎市の調査結果は、左表のとおりでした。家庭においては薪の使用、薪を燃やした際に残る焼却灰の取り扱いについて注意してください。

薪とその焼却灰の調査結果  
【単位：ベクレル/kg】

区分	放射性セシウム	取り扱いの基準
薪	188	林野庁指標値40
薪の焼却灰	3,300	埋め立て可能な暫定基準8,000

## 薪ストーブなどを使用する場合

薪の表面の皮の部分を取り除いてから使用してください。

取り除いた皮、焼却灰は、庭や畑にまかないで、周囲への飛散や雨などによる流出を防ぐためビニール袋等に入れ、自宅の敷地内の人が近寄らない場所まで保管してください。

※保管している皮や焼却灰は、処理方法が決まり次第、お知らせします。

環境保全課災害廃棄物対策室  
☎6074

## 食品中の放射性物質の新たな基準値

より一層、食品の安心と安全を確保するために、四月から食品に含まれる放射性セシウムの基準が引き下げられました。

新たな基準では、特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」「乳幼児食品」「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし全体で四区分にしています。

防災安全課放射能対策室  
☎5144

放射性セシウムの暫定規制値		放射性セシウムの新基準値	
食品群	規制値	食品群	規制値
飲料水	200	飲料水	10
牛乳・乳製品	200	牛乳	50
野菜類	500	一般食品	100
穀類			
肉・卵・魚その他	500	乳児用食品	50

【単位：ベクレル/kg】  
※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定  
※放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

## 主な放射能測定結果

※水道水と給食食材の測定結果の不検出とは、放射性物質の濃度が検出下限値未満の状態を表し、不検出横の( )の値は、その検出下限値を示しています。

空間放射線量の測定結果(単位:マイクロシーベルト/h)  
防災安全課消防担当 ☎23-5144

測定日	測定場所	地表面から1m	地表面から0.5m
3月21日	市役所第2駐車場	0.07	0.08
	松山総合支所	0.06	0.07
	三本木総合支所	0.10	0.10
	鹿島台総合支所	0.06	0.07
	岩出山総合支所	0.10	0.12
	鳴子総合支所	0.09	0.10
	田尻総合支所	0.09	0.09

給食食材の測定結果(単位:ベクレル/kg)  
教育総務課学校給食担当 ☎72-5032  
子育て支援課保育所係 ☎23-6045

区分	検査日	品目	産地	放射性ヨウ素	放射性セシウム(Cs-134+Cs-137)
学校	3月7日	ネギ	加美町	不検出(0.6未満)	不検出(1.3未満)
	3月7日	エノキ	加美町	不検出(0.5未満)	不検出(1.2未満)
	3月7日	サケ	三陸沖宮古	不検出(4.3未満)	不検出(14.3未満)
	3月14日	蒸し大豆	大崎市田尻	不検出(5.8未満)	6.4
	3月14日	鶏肉	宮城県	不検出(7.5未満)	不検出(20.9未満)
	3月14日	コマツナ	大崎市古川	不検出(0.6未満)	不検出(1.4未満)
保育所	3月8日	イチゴ	大崎市古川	不検出(0.5未満)	不検出(1.4未満)
	3月8日	豚もも肉	宮城県	不検出(4.0未満)	不検出(14.8未満)
	3月14日	マイタケ	新潟県魚沼市	不検出(0.5未満)	3.2
	3月14日	ミツバ	仙台市	不検出(0.6未満)	不検出(2.0未満)

水道水の測定結果(単位:ベクレル/kg)  
水道部配水課水質係 ☎24-1164

採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム	
			Cs-134	Cs-137
2月15日	宮沢系浄水(鳴子温泉)	不検出(0.6未満)	不検出(0.4未満)	不検出(0.7未満)
2月22日	上原系浄水(鳴子温泉)	不検出(0.6未満)	不検出(0.6未満)	不検出(0.6未満)
2月29日	向山系浄水(鳴子温泉)	不検出(0.6未満)	不検出(0.5未満)	不検出(0.6未満)
3月7日	屏風岩系浄水(鳴子温泉)	不検出(0.5未満)	不検出(0.6未満)	不検出(0.6未満)
3月12日	大崎広域水道麓山浄水場(加美町)	不検出(0.4未満)	不検出(0.3未満)	不検出(0.3未満)
3月14日	成沢系浄水(鳴子温泉)	不検出(0.5未満)	不検出(0.6未満)	不検出(0.6未満)
3月14日	清水浄水場(古川)	不検出(0.5未満)	不検出(0.6未満)	不検出(0.6未満)
3月14日	青山浄水場(鳴子温泉)	不検出(0.5未満)	不検出(0.6未満)	不検出(0.5未満)

詳しくは管轄の法務局にお問い合わせください。  
仙台法務局法人登記部門  
☎022-225-5748

## 災害ごみの受け入れを延長します

災害ごみの受け入れは、三月末で終了することにしていたのですが、家屋の解体状況や市民からの要望などを踏まえ、九月二十八日(金)まで延長します。

受け入れをするのは、岩出山地域上野目地内と古川地域石田工業団地内の二施設で、市内の全地域から受け入れをします。

搬入する際は、環境保全課または各総合支所総務課で搬入許可証の交付を受けてください。

搬入許可証の交付手続き  
申請できるのは世帯員に限ります。申請には「震災証明書」または「被災証明書」の提示と、次の①②③④事項の記入が必要です。

- 搬入する車両ナンバー
- 搬入者の住所、氏名、連絡先
- 解体家屋の坪数
- 搬入期間

環境保全課災害廃棄物対策室 ☎6074

## 災害ごみ一時保管所

場所	4月の受け入れ日	受け入れ品目
岩出山上野目字朴木欠地内(日東電工(株)向い)	月火水木金土 2 3 4 5 6 7 9 10 11 12 13 16 17 18 19 20 21 23 24 25 26 27	家屋廃材(「かやぶき屋根のかや」も可)、土壁、石膏ボード類、アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの(スレート瓦など)
(株)江合(石田工業団地内)	30	瓦、コンクリートブロック類

※搬入時間は9時~12時、13時~16時  
※搬入できるのは、個人の災害ごみに限ります。  
※搬入する前に、環境保全課または各総合支所総務課で搬入許可証の交付を受けてください。